

産業競争力強化法案要綱

第一 目的

この法律は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

（第一条関係）

第二 定義

一 この法律において「産業競争力」とは、産業活動において、高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性を実現する能力をいうものとすること。

二 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての別に法律で定める法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令により規定された規制についての政令等で規定する政令等の特例に関する措置であつて、認定新事業活動計画に従つて実施する新事業活動について適用されるものをいうものとすること。

三 この法律において「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動であつて、産業競争力の強化に資するものとして主務省令で定めるものをいうものとすること。

四 この法律において「産業活動における新陳代謝」とは、産業活動において、新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の生産性の向上又は需要の拡大のための事業活動が行われることをいうものとすること。

五 この法律において「新事業開拓事業者」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行ふことにより、新たな事業の開拓を行う事業者であつて、その事業の将来における成長発展を図るため

に外部からの投資を受けることが特に必要なものその他の経済産業省令で定めるものをいうものとすること。

六 この法律において「特定新事業開拓投資事業」とは、投資事業有限責任組合が行う新事業開拓事業者に対する投資事業であつて、当該新事業開拓事業者に対する積極的な経営又は技術の指導を伴うことが確実であると見込まれるものとして経済産業省令で定めるものをいうものとすること。

七 この法律において「特定研究成果活用支援事業」とは、国立大学法人等における技術に関する研究成果を、当該国立大学法人等と連携しつつ、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であつて、当該国立大学法人等における研究の進展に資するものをいうものとすること。

八 この法律において「関係事業者」とは、事業者であつて、他の事業者がその経営を実質的に支配していると認められる関係を有するものをいうものとすること。

九 この法律において「外国関係法人」とは、外国法人であつて、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者がその経営を実質的に支配していると認められる関係を有するものをいうものとすること。

十 この法律において「経営資源」とは、知識及び技能並びに技術、設備その他の事業活動に活用される資源をいうものとすること。

十一 この法律において「事業再編」とは、事業者がその経営資源を有効に活用してその事業の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいうものとすること。

1 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更（当該事業者の関係事業者及び外国関係法人が行う事業の構造の変更を含む。）を行うものであること。

イ 合併

ロ 会社の分割

ハ 株式交換

ニ 株式移転

ホ 事業又は資産の譲受け又は譲渡（外国におけるこれらに相当するものを含む。）

ヘ 出資の受入れ

ト　他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）

チ　関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）

リ　外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）

ヌ　外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該譲渡により当該事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）

ル　会社又は外国法人の設立又は清算

ヲ　有限責任事業組合に対する出資

ワ　保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄

2　事業者がその経営資源を活用して行う事業の全部又は一部の分野又は方式の変更であつて、次に掲げるもののいずれかを行うものであること。

イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供により、生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させること。

ロ 商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上により、商品の生産を著しく効率化すること。

ハ 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入により、商品の販売又は役務の提供を著しく効率化すること。

二 新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入により、商品の生産に係る費用を相当程度低減すること。

十二 この法律において「特定事業再編」とは、事業再編のうち、二以上の事業者が、それぞれの経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用して、当該二以上の事業者のそれぞれの事業の全部又は一部の生産性を著しく向上させることを目指したものであつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

1 次に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更を行うものであること。

イ 当該二以上の事業者のそれぞれの完全子会社相互間の新設合併又は吸収合併

ロ 当該二以上の事業者が共同して行う新設分割

ハ 当該二以上の事業者のいずれか一の事業者の完全子会社に、当該二以上の事業者のうち他の事業者が、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる吸收分割

ニ 当該二以上の事業者のいずれか一の事業者の完全子会社が行う当該二以上の事業者のうち他の事業者からの出資の受入れ

ホ 当該二以上の事業者が共同して行うそのそれぞれの完全子会社の発行済株式の全部を取得する会社の設立

2 次に掲げる会社のいずれかが、外国における新たな需要を相当程度開拓し、又は新商品の開発等により国内における新たな需要を相当程度開拓するものであること。

イ 十一の1のイの新設合併により設立された会社又は同号イの吸收合併後存続する会社

ロ 十一の1のロの新設分割により設立された会社

ハ 十一の1のハの吸收分割により事業に関して権利義務の全部又は一部を承継した会社

ニ 十一の1のニの出資の受入れをした会社

ホ　十一の1のホの会社の設立により設立された会社

十三　この法律において「生産性向上設備等」とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラムであつて、事業の生産性の向上に特に資するものとして經濟産業省令で定めるものをいうものとすること。

十四　この法律において「事業再生」とは、過大な債務を負つてゐる事業者が、その全部又は一部の債権者の協力を得ながらその事業の再生を図ることをいうものとすること。

十五　この法律において「特定認証紛争解決事業者」とは、認証紛争解決事業者であつて、第三十四の認定を受けたものをいうものとすること。

十六　この法律において「特定認証紛争解決手続」とは、認証紛争解決手続であつて、特定認証紛争解決事業者が事業再生に係る紛争について行うものをいうものとすること。

十七　この法律において「中小企業者」とは、次のいずれかに該当する者をいうものとすること。

1　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの

2 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

3 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

4 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

5 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

6 企業組合

7 協業組合

8 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

十八 この法律において「先端設備等」とは、先端的な技術を活用した設備、機器又は装置であつて、将来におけるその価格の変動が著しく不確実なものであり、かつ、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定めるものをいうものとすること。

十九 この法律において「リース契約」とは、対価を得て先端設備等を使用させる契約であつて、先端設備等を使用させる期間（以下「使用期間」という。）の開始の日（以下「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいうものとすること。

二十 この法律において「リース保険契約」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する保険契約をいうものとすること。

- 1 先端設備等をリース契約（その使用期間が三年以上のもの（以下「長期リース契約」という。）に限る。）により使用させる事業を行う者（以下「リース業者」という。）が保険料を支払うことをするものであること。
- 2 その引受けを行う者が、リース業者が締結した長期リース契約につき、当該リース業者が使用開始

日後に到来する支払期日において対価の支払を受けることができなかつたときに、当該リース業者の請求に基づき、その対価の支払を受けることができなかつたことによつて生じた当該リース業者の損害を填補することを約して保険料を收受するものであること。

二十一 この法律において「特定事業活動」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動をいうものとすること。

二十二 この法律において「創業」とは、次に掲げる行為をいうものとすること。

- 1 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること。
- 2 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。
- 3 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつゝ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること（中小企業者の行為に限る。）。

二十三 この法律において「創業者」とは、次に掲げる者をいうものとすること。
1 二十二の1に掲げる創業を行おうとする個人であつて、一月以内（認定創業支援事業計画に記載さ

れた特定創業支援事業（「認定特定創業支援事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、六月以内）に当該創業を行う具体的な計画を有するもの

2 二十二の1に掲げる創業を行つた個人であつて、事業を開始した日以後五年を経過していないもの
3 二十二の2に掲げる創業を行おうとする個人であつて、二月以内（認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、六月以内）に当該創業を行う具体的な計画を有するもの

4 二十二の2に掲げる創業により設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないものの

5 二十二の3に掲げる創業を行おうとする会社であつて、当該創業を行う具体的な計画を有するもの
6 二十二の3に掲げる創業により設立された会社であつて、その設立の日以後五年を経過していないものの

二十四 この法律において「創業支援事業」とは、創業を行おうとする者に対する創業に必要な情報の提

供、研修又は創業についての指導若しくは助言、創業者の新たに開始する事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備並びにこれらの賃貸及び管理その他の取組により、創業を支援する事業をいうものとすること。

二十五 この法律において「特定創業支援事業」とは、創業支援事業のうち、特に創業の促進に寄与するものとして経済産業省令で定めるものをいうものとすること。

二十六 この法律において「特定信用状」とは、国内に本店又は主たる事務所を有する事業者の依頼により銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関が発行する信用状であつて、当該事業者の外国関係法人の外国銀行等からの借入れによる債務の不履行が生じた場合に当該信用状に基づく債務を履行する旨を表示するものをいうものとすること。

二十七 この法律において「特定信用状発行契約」とは、事業者と金融機関との間で締結される契約であつて、当該金融機関が特定信用状を発行することを約し、当該金融機関が当該特定信用状に基づく債務を履行した場合において当該事業者が当該金融機関に対して当該債務を履行した額に相当する金額その他経済産業省令で定める金額を支払うことを約するものをいうものとすること。

二十八 この法律において「特定中小企業者」とは、過大な債務を負っていることその他の事情によつて財務の状況が悪化していることにより、事業の継続が困難となつていて中小企業者をいうものとすること。

二十九 この法律において「中小企業承継事業再生」とは、特定中小企業者が会社の分割又は事業の譲渡によりその事業の全部又は一部を他の事業者に承継させるとともに、当該他の事業者が承継した事業について収支の改善その他の強化を図ることにより、当該事業の再生を図ることをいうものとすること。

三十 この法律において「承継事業者」とは、中小企業承継事業再生により事業を承継する事業者をいうものとすること。

第三 基本理念

（第二条関係）

産業競争力の強化は、事業者が、経済事情の変動に対応して、経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指し、新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うことを中心としたし、国がこれらの取組を促進するために、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を行うとともに、事業者に対する支援

措置を講ずることを旨として、行わなければならないものとすること。

（第三条関係）

第四 国の責務

一　国は、基本理念にのつとり、産業競争力の強化のための施策を総合的に策定し、及び迅速かつ確実に実施する責務を有するものとすること。

二　国は、産業競争力の強化に関する施策の推進に当たっては、平成二十五年度以降の五年度の期間（以下「集中実施期間」という。）を、産業競争力の強化に関する施策を集中的かつ計画的に実施する期間とし、事業者による新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動が積極的に行われるよう、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備を行うとともに、事業者に対する支援措置を講ずるものとすること。

（第四条関係）

第五 事業者の責務

事業者は基本理念にのつとり、集中実施期間において、当該事業者の属する事業分野における商品若しくは役務に関する需給の動向又は事業者間の競争の状況その他の当該事業者の事業を取り巻く環境を踏まえて、経営改革を推進することにより、生産性の向上及び需要の拡大を目指し、新たな事業の開拓、事業

再編による新たな事業の開始若しくは収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動を積極的に行うよう努めるものとすること。

（第五条関係）

第六 産業競争力の強化に関する実行計画

一 政府は、集中実施期間における産業競争力の強化に関する施策の総合的な推進及び迅速かつ確実な実

施を図るため、産業競争力の強化に関する実行計画を作成するものとすること。

二 実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとすること。

1 産業競争力の強化に関する施策についての基本的な方針

2 産業競争力の強化に関する施策について重点的に講ずべき施策ごとの次に掲げる事項

イ 施策の内容

ロ 施策の実施期限

ハ 担当大臣

三 二の2のハに掲げる「担当大臣」とは、実行計画に定められた二の2に規定する施策（以下「重点施策」という。）についての内閣法にいう主任をいうものとすること。

四 実行計画は、その作成の日から起算して三年を超えない期間について定めるものとすること。

五 内閣総理大臣は、実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めるものとすること。

六 政府は、実行計画を作成したときは、これを公表するものとすること。

七 政府は、集中実施期間中、平成二十六年度以降の各年度において少なくとも一回、重点施策の進捗及び実施の状況を取りまとめ、重点施策の進捗及び実施の効果に関する評価を行い、その評価の結果及び経済社会情勢の変化等を勘案し、実行計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを改定するものとすること。

八 政府は、実行計画を改定したときは、重点施策の進捗及び実施の状況並びに前七による評価の結果と併せてこれを公表するものとすること。

九 四及び五は、実行計画の改定について準用するものとすること。

(第六条関係)

第七 担当大臣の責務

一 担当大臣は、重点施策を、その実施期限までに、実施するものとすること。

二 担当大臣は、重点施策をその実施期限までに実施できないおそれがあるときは、当該実施期限を遵守

するために、必要な措置を講ずるものとすること。

三 担当大臣は、重点施策をその実施期限までに実施できなかつたときは、第六の七による評価のときまでに、その理由を明らかにするとともに、可能な限り早い時期に当該重点施策を実施するために、必要な措置を講ずるものとすること。

（第七条関係）

第八 新たな規制の特例措置の求め

一 新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施しようとする者は、主務大臣に対し、当該新たな規制の特例措置の整備を求めることができるものとすること。

二 主務大臣は、新たな規制の特例措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、その旨及び新たな規制の特例措置の内容を、当該求めをした者に通知するとともに公表するものとすること。

三 主務大臣は、新たな規制の特例措置の整備の求めが、他の関係行政機関の長が所管する規制について特例措置を求めるものである場合には、新たな規制の特例措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に新たな規制の特例措置の整備を要請するとともに、その旨を当該求めをした者に通知するものとすること。

四 新たな規制の特例措置の整備を求められた主務大臣は、新たな規制の特例措置を講ずる必要がないと認めるとときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとすること。

五 関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることとするときは、遅滞なく、その旨及び新たな規制の特例措置の内容を主務大臣に通知するとともに、新たな規制の特例措置の内容を公表するものとすること。

六 関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講じないこととするときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該要請をした主務大臣に通知するものとすること。

七 関係行政機関の長から通知を受けた主務大臣は、遅滞なく、その通知の内容を当該通知に係る規制の特例措置の求めをした者に通知するものとすること。

（第八条関係）

第九 適法性の確認

一 新事業活動を実施しようとする者は、主務大臣に対し、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制を定めた規定の解釈及び当該規定が適用されるか否かについて、その確認を求めることができることとし、主務大臣は、遅滞なく、求めをした者に回答するものとすること。

二 主務大臣は、確認を求められた規定が他の関係行政機関の長の所管する法令に規定されるものであるときは、遅滞なく関係行政機関の長に対し確認を求め、当該関係行政機関の長からの回答の内容を確認を求めた者に通知するものとすること。

（第九条関係）

第十 新事業活動計画の認定等

一 新事業活動を実施しようとする者は、新事業活動計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その新事業活動計画が適切である旨の認定を申請することができるものとすること。

二 主務大臣は、提出された新事業活動計画が、適切なものであると認めるとときは、その認定をするとともに、新事業活動計画の内容を公表するものとすること。

三 主務大臣は、新事業活動計画に規制の特例措置について記載されている場合において、規制を規定する政令等を所管する関係行政機関の長の同意を求めるものとし、関係行政機関の長は、政令等に適合するとの認める場合には、同意をするものとすること。

四 認定新事業活動計画の変更、認定の取消しについて規定すること。

（第十条及び第十一條関係）

第十一 政令等で規定された規制の特例

認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画に従つて実施する新事業活動については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用するものとすること。 （第十二条関係）

第十二 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業活動円滑化業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画に従つて新事業活動の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行うものとすること。

第十三 規制の特例措置の見直し及び規制改革の推進

一 規制の特例措置の整備を行つた主務大臣及び関係行政機関の長は、認定新事業活動実施者からの報告を踏まえ、政令等により規定された規制の特例措置について、必要があると認める時は、その見直しその他必要な措置を講ずるものとすること。

二 規制の特例措置の整備を行つた主務大臣及び関係行政機関の長は、規制の在り方について、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて

検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとすること。

三 主務大臣は、認定新事業活動実施者からの報告を踏まえ、規制の在り方について、必要があると認められる時は、当該規制について規定する法令を所管する関係行政機関の長に対し、意見を述べることができるものとすること。

（第十四条及び第十五条関係）

第十四 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針

経済産業大臣及び文部科学大臣（文部科学大臣にあつては、特定研究成果活用支援事業に関する事項に限る。）は、特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針を定め、これを公表するものとすること。

（第十六条関係）

第十五 特定新事業開拓投資事業計画の認定等

一 投資事業有限責任組合は、その実施しようとする特定新事業開拓投資事業に関する計画（以下「特定新事業開拓投資事業計画」という。）を作成し、これを集中実施期間中に経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができるものとすること。

二 経済産業大臣は、提出された特定新事業開拓投資事業計画が特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針に照らして適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとすること。

三 認定に係る特定新事業開拓投資事業計画の変更、認定の取消し等について規定すること。

（第十七条及び第十八条関係）

第十六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う特定新事業開拓投資事業円滑化業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定特定新事業開拓投資事業組合が認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて特定新事業開拓投資事業を実施するために必要な資金の借入れに係る債務の保証の業務を行うものとすること。

（第十九条関係）

第十七条 特定研究成果活用支援事業計画の認定等

一 特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者は、その実施しようとする特定研究成果活用支援事業に関する計画（以下「特定研究成果活用支援事業計画」という。）を作成し、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができるものとすること。

二 主務大臣は、提出された特定研究成果活用支援事業計画が特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針に照らして適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるとときは、その認定をするものとすること。

三 認定に係る特定研究成果活用支援事業計画の変更、認定の取消し等について規定すること。

第十八 国立大学法人等の行う出資等業務

国立大学法人等は、認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に従つて実施する特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うものとすること。

第十九 事業再編の実施に関する指針

経済産業大臣及び財務大臣は、事業再編の実施に関する指針を定め、これを公表するものとすること。

(第二十三条関係)

第二十 事業再編計画の認定等

(第二十条及び第二十一条関係)

一 事業者は、その実施しようとする事業再編に関する計画（以下「事業再編計画」という。）を作成し、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができるものとすること。

二 主務大臣は、提出された事業再編計画が事業再編の実施に関する指針に照らして適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるとときは、その認定をするものとすること。

三 認定を受けた事業再編計画の変更の認定及び認定を受けた事業再編計画の認定の取消し等について規定すること。

（第二十四条及び第二十五条関係）

第二十一 特定事業再編計画の認定等

一 事業者は、その実施しようとする特定事業再編に関する計画（以下「特定事業再編計画」という。）を作成し、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができるものとすること。

二 主務大臣は、提出された特定事業再編計画が事業再編の実施に関する指針に照らして適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるとときは、その認定をするものとすること。

三 認定を受けた特定事業再編計画の変更の認定及び認定を受けた特定事業再編計画の認定の取消し等に

ついて規定すること。

(第二十六条及び第一十七条関係)

第二十二 公正取引委員会との関係

主務大臣が事業再編計画又は特定事業再編計画を認定しようとするに際して、当該計画に従つて行おうとする措置が、事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないおそれがある場合に該当するときは、あらかじめ公正取引委員会に協議等をするものとすること。 (第二十八条関係)

第二十三 現物出資、財産引受及び株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例

認定事業再編計画又は認定特定事業再編計画に従つて行われる現物出資、財産引受及び株式の発行等に係る現物出資について、会社法に規定する検査役の調査に関する特例及び所要の規定を設けること。

(第二十九条から第三十一条まで関係)

第二十四 特別支配会社への事業譲渡等に関する特例

認定事業再編事業者の特定関係事業者である株式会社が認定事業再編計画に従つて行う事業の譲渡、事業の全部の譲受け、吸収合併、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、新設合併又は

新設分割について、株主総会の特別決議が必要となる基準等の会社法上の規定に関する特例及び所要の規定を設けること。

（第三十二条関係）

第二十五 株式の併合に関する特例

認定事業再編事業者若しくはその関係事業者又は認定特定事業再編事業者若しくは当該認定に係る特定会社である株式会社が認定計画に従つて資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合であつて、当該株式の併合と同時に単元株式数を減少し、又はその数を廃止するものであること及び当該株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数が当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回るものでないことのいずれにも該当するものを行う場合について、会社法の規定に関する特例及び所要の規定を設けること。

（第三十三条関係）

第二十六 株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例

認定事業再編事業者である株式会社又はこれらの子会社が、認定事業再編計画に従つて行う公開買付けの方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合であつて当該取得の対価として株式の発行又は自己株式の処分をする場合等につき、会社法に規定する募集

事項の決定及び不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任に関する特例及び所要の規定を設けること。

(第三十四条関係)

第二十七 全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例

認定事業再編事業者が認定事業再編計画に従つて、公開買付けの方法により他の株式会社の総株主の議決権の十分の九以上の数の議決権の保有者になつた場合において、当該他の株式会社による全部取得条項付種類株式の発行及び取得であつて、主務大臣の認定を受けたものを行う場合について、会社法の規定に関する特例及び所要の規定を設けること。

第二十八 事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等

事業者であつて株式会社であるものは、認定計画に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から一週間以内に、特定債権者に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができるものとし、その場合における所要の規定を設けること。

(第三十六条関係)

第二十九　投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例

投資事業有限責任組合の組合員は、外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものであつて、外国関係法人に係るものとの取得及び保有の事業を営むことを約することができるものとすること。

（第三十七条関係）

第三十　独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編円滑化業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業再編事業者等又は認定特定事業再編事業者等が認定事業再編計画又は認定特定事業再編計画に従つて事業再編のための措置を行うのに必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行うものとすること。

（第三十八条関係）

第三十一　株式会社日本政策金融公庫の行う事業再編促進円滑化業務

一 株式会社日本政策金融公庫は、次に掲げる業務（以下「事業再編促進円滑化業務」という。）を行うことができるものとすること。

- 1 指定金融機関に対し、認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従つて行う事業再編のための措

置のうち生産性向上設備等の導入その他政令で定めるもの（第三十二において「認定事業再編関連措置」という。）を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務

2 指定金融機関に対し、認定特定事業再編事業者等が認定特定事業再編計画に従つて行う特定事業再編のための措置のうち政令で定めるもの（第三十二において「認定特定事業再編関連措置」という。）を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務

二 公庫の事業再編促進円滑化業務については、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなして、株式会社日本政策金融公庫法の規定を適用することその他所要の規定を整備すること。

三 公庫は事業再編促進円滑化業務を実施するための方針を定め、これに従つて事業再編促進円滑化業務を行わなければならないものとすること。

四 公庫は事業再編促進円滑化業務について、指定金融機関と協定を締結し、これに従いその業務を行うものとすること。

（第三十九条、第四十条及び第四十四条関係）

第三十二 指定金融機関の指定等

一 認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従つて認定事業再編関連措置を行うのに必要な資金又は認定特定事業再編事業者等が認定特定事業再編計画に従つて認定特定事業再編関連措置を行うのに必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの（以下「事業再編促進業務」という。）を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有していること等の基準に適合する金融機関を、その申請により、主務大臣が指定金融機関として指定するものとすること。

二 指定金融機関としての指定を受けようとする者は事業再編促進業務に関する規程を定めるものとすることその他指定金融機関に関し所要の規定を整備すること。

（第四十一条から第四十三条まで及び第四十五条から第四十九条まで関係）

第三十三 調査等

政府は、事業者による事業再編の実施の円滑化のために必要があると認めるときは、商品若しくは役務の需給の動向又は各事業分野が過剰供給構造にあるか否かその他の市場構造に関する調査を行い、その結

果を公表するものとすること。

（第五十条関係）

第三十四 認証紛争解決事業者の認定等

事業再生に係る紛争についての認証紛争解決手続を行う認証紛争解決事業者は、事業再生に係る専門的知見及び実務経験を有すると認められる者を手続実施者として選任することができる等の要件に適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができるものとすること。 （第五十一条関係）

第三十五 調停機関に関する特例

事業者が特定債務等の調整に係る調停の申立てをした場合において、当該申立て前に当該申立てに係る事件について特定認証紛争解決手続が実施されていた場合には、裁判所は、当該特定認証紛争解決手続が実施されていることを考慮した上で、裁判官だけで調停を行うことが相当であるかどうかの判断をするものとすること。

（第五十二条関係）

第三十六 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再生円滑化業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再生準備期間における事業再生を行おうとする事業者の事業の継続に欠くことができない資金の借入れに係る債務の保証を行うものとすること。

第三十七 事業再生円滑化関連保証に関する中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業再生円滑化関連保証を受けた中小企業者に係るものについて、特別枠の設定及び保険料率の引下げ等の措置を講ずるものとすること。

第三十八 事業再生計画実施関連保証に関する中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、事業再生計画実施関連保証を受けた中小企業者に係るものについて、特別枠の設定及び保険料率の引下げ等の措置を講ずるものとすること。

第三十九 償還すべき社債の金額の減額に関する特定認証紛争解決事業者の確認

特定認証紛争解決事業者は、特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者の求めに応じ、社債権者集会の決議に基づき行う償還すべき社債の金額の減額が、当該事業者の事業再生に欠くことができないものであるとの確認を求める事ができるものとすること。

(第五十六条関係)

第四十　社債権者集会の決議の認可に関する判断の特例

裁判所は、特定認証紛争解決事業者が確認を行つた償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議に係る認可の申立てが行われた場合には、当該減額が当該事業者の事業再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該社債権者集会の決議が社債権者の一般の利益に反する場合に該当するかどうかを判断するものとすること。

（第五十七条関係）

第四十一　資金の借入れに関する特定認証紛争解決事業者の確認

特定認証紛争解決事業者は、事業再生を図ろうとする事業者の求めに応じ、特定認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間における当該事業者の資金の借入れが当該事業者の事業の継続に欠くことができないこと、他の債権の弁済よりも優先的に取り扱うことについて債権者の全員の同意を得ているものであることの確認をするものとすること。

（第五十八条関係）

第四十二　再生手続及び更生手続の特例

裁判所は、第四十一の確認を受けた資金の借入れをした事業者について再生手続又は更生手続の開始の決定があつた場合において、当該確認を受けた資金の借入れに係る再生債権又は更生債権と他の再生債権

又は更生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案又は更生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該確認を考慮した上で、当該再生計画案又は更生計画案が差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとすること。

（第五十九条及び第六十条関係）

第四十三 設備導入促進法人の指定等

一 経済産業大臣は、先端設備等の導入の促進のための事業を行うことを目的とする一般社団法人等であつて、次に掲げる業務に関し、一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、設備導入促進法人として指定することができるものとすること。

- 1 リース保険契約の引受けを行うこと。
 - 2 先端設備等をリース契約により使用させる事業を行う者に対する情報の提供、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 二 設備導入促進法人の業務規程の認可、区分経理、監督命令、指定の取消し等に關し所要の規定を設けること。

（第六十一条から第七十四条まで関係）

第四十四 特許料等の特例

一 特許庁長官は、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める技術の分野に属する発明に係る特許出願に係る第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が新たな産業の創出による産業競争力の強化に対する寄与の程度及び資力を考慮して一定の要件を満たす者であるときは、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができるものとすること。

二 特許庁長官は、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める技術の分野に属する発明に係る自己の特許出願について出願審査の請求をする者が一定の要件を満たす者であるときは、納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができるものとすること。

三 特許庁長官は、産業競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める技術の分野に属する発明に係る日本語でされた国際出願をする者が一定の要件を満たす者であるときは、納付すべき手数料を軽減し、又は免除することができるものとすること。

(第七十五条関係)

第四十五 株式会社産業革新機構の目的

株式会社産業革新機構は、最近における国際経済の構造的な変化に我が国産業が的確に対応するために、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新が重要となつてゐることに鑑み

、特定事業活動に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、我が国において特定事業活動を推進することを目的とする株式会社とすること。

（第七十六条関係）

第四十六 政府の株式保有

政府は、常時、株式会社産業革新機構（以下「機構」という。）の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有するものとすること。

（第七十八条関係）

第四十七 設立

機構は設立に際して経済産業大臣の認可を受けなければならぬことその他所要の規定を整備すること。

（第八十二条から第八十七条まで関係）

第四十八 取締役等

機構の取締役等は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとすることか、機構の取締役等について所要の規定を整備すること。

（第八十八条及び第八十九条関係）

第四十九 産業革新委員会

機構に、産業革新委員会を設置し、同委員会が特定事業活動支援の対象となる事業者及び当該特定事業

活動支援の内容の決定等を行うことその他所要の規定を整備すること。

(第九十条から第九十五条まで関係)

第五十 定款の変更

機構の定款の変更の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとすること。

(第九十六条関係)

第五十一 業務の範囲

機構は、その目的を達するため、次に掲げる業務を営むものとすること。

- 一 対象事業者に対する出資
- 二 対象事業者に対する基金の拠出
- 三 対象事業者に対する資金の貸付け
- 四 対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得
- 五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- 六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証

- 七 対象事業者のためにする有価証券の募集又は私募
- 八 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣
- 九 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- 十 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密の開示
- 十一 十に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること。
- 十二 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分
- 十三 債権の管理及び譲渡その他の処分
- 十四 一から十三までに掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- 十五 特定事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供
- 十六 一から十五までに掲げる業務に附帯する業務
- 十七 一から十六までに掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務（第九十七条関係）

第五十二 支援基準

経済産業大臣は、事業所管大臣の意見を聴いて、機構が特定事業活動支援の対象となる事業者及び当該特定事業活動支援の内容を決定するに当たつて従うべき基準を定めるものとすること。

（第九十八条関係）

第五十三 支援決定

機構は、特定事業活動支援を行おうとするときは、経済産業大臣及び事業所管大臣の意見を聴いて、支援基準に従い、その対象となる事業者及び当該特定事業活動支援の内容を決定しなければならないことその他所要の規定を整備すること。

（第九十九条関係）

第五十四 支援決定の撤回

機構は、対象事業者が特定事業活動を行わないとき又は対象事業者が破産手続開始等の決定を受けたときには、速やかに、支援決定を撤回しなければならないものとすること。

（第一百条関係）

第五十五 株式等の譲渡その他の処分等

機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするとき

は、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならないことその他所要の規定を整備すること。

（第一百一条関係）

第五十六　国の援助等

経済産業大臣及び国の関係行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、その事業の円滑かつ確実な実施に關し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならることその他所要の規定を整備すること。

（第一百二条関係）

第五十七　財務及び会計

機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、経済産業大臣に届け出なければならないことその他所要の規定を整備すること。（第一百三条から第百六条まで関係）

第五十八　監督

機構は、経済産業大臣がこの法律で定めるところに従い監督することその他所要の規定を整備すること。

（第一百七条関係）

第五十九　業務の実施に関する評価

経済産業大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならないものとすること。

(第一百九条関係)

第六十 解散等

機構は、第五十一に掲げる業務の完了により解散することその他所要の規定を整備すること。

(第一百十条関係)

第六十一 創業支援事業の実施に関する指針

経済産業大臣及び総務大臣は、創業支援事業の実施に関する指針を定め、これを公表するものとすること。

(第一百十二条関係)

第六十二 創業支援事業計画の認定等

一 市町村は、その実施しようとする創業支援事業に関する計画（以下「創業支援事業計画」という。）を作成し、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができるものとすること。

二 主務大臣は、提出された創業支援事業計画が創業支援事業の実施に関する指針に照らして適切なもの

であること等の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとすること。

三 認定を受けた創業支援事業計画の変更の認定及び認定を受けた創業支援事業計画の取消し等について規定すること。
(第一百十三条及び第一百十四条関係)

第六十三 創業関連保証に関する中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険法に規定する無担保保険の保険関係であつて、創業関連保証を受けた創業者である中小企業者に係るものについて、墳補率の引上げ等の措置を講ずるものとすること。
(第一百十五条関係)

第六十四 認定連携創業支援事業の実施に関する中小企業信用保険法の特例

認定連携創業支援事業を実施する一般社団法人若しくは一般財團法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であつて、当該認定連携創業支援事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの（以下「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用するものとすること。

(第一百十六条関係)

第六十五 認定市町村に対する情報の提供等

一 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定市町村又は認定連携創業支援事業者の依頼に応じて、その行う創業支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行うものとすること。

二 都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができるものとすること。
(第一百十七条関係)

第六十六 特定信用状関連保証に関する中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険法に規定する普通保険の保険関係であつて、特定信用状関連保証を受けた中小企業者に係るものについて、特別枠の設定等の措置を講ずるものとすること。
(第一百十八条関係)

第六十七 新事業の開拓の成果を有する中小企業者の国等の契約における受注機会の増大への配慮

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第二条第一項各号に規定する国等は、同法第三条に規定する国等の契約を締結するに当たつては、同法第二条第一項各号に掲げる中小企業者であつて新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化、需要の開拓その他の新たな事業の開拓の成果を有する者の受注の機会の増大を図るよう配慮するものとすること。
(第一百十九条関係)

第六十八 中小企業承継事業再生の実施に関する指針

経済産業大臣は、中小企業承継事業再生の実施に関する指針を定め、これを公表するものとすること。

（第一百二十条関係）

第六十九 中小企業承継事業再生計画の認定等

一 特定中小企業者及び承継事業者は、共同で、その実施しようとする中小企業承継事業再生に関する計画（以下「中小企業承継事業再生計画」という。）を作成し、これを集中実施期間中に主務大臣に提出して、その認定を受けることができるものとすること。

二 主務大臣は、提出された中小企業承継事業再生計画が中小企業承継事業再生の実施に関する指針に照らして適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとすること。

三 認定を受けた中小企業承継事業再生計画の変更の認定及び認定を受けた中小企業承継事業再生計画の取消し等について規定すること。

（第一百二十二条及び第一百二十三条関係）

第七十 特定許認可等に基づく地位の承継等

認定を受けた中小企業承継事業再生計画に特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位が記載されている場合において、当該計画に従つて承継事業者が事業を承継したときは、当該承継事業者は、当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を承継する等の措置を講ずるものとすること。

（第一百二十三条関係）

第七十一 中小企業承継事業再生関連保証に関する中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険、特別小口保険の保険関係であつて、中小企業承継事業再生関連保証を受けた中小企業者に係るものについて、特別枠の設定の措置を講ずるものとすること。

（第一百二十四条関係）

第七十二 中小企業投資育成株式会社の特例

中小企業投資育成株式会社は、中小企業承継事業再生計画の認定を受けた中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が当該計画に従つて中小企業承継事業再生を行うために必要な資金の調達を図るために発行する株式の引受け等の事業を行うことができるものとすること。

（第一百二十五条関係）

第七十三 中小企業の事業の再生の支援に関する指針

経済産業大臣は、国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する基本的な指針（以下「支援指針」という。）を定め、これを公表するものとすること。

（第一百二十六条関係）

第七十四 認定支援機関等

一 支援指針に基づき、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所又は中小企業支援法第七条第一項に規定する指定法人であつて、現に有する経営資源及び合併、事業の譲受けその他これらに準ずるものにより他の中企業者から承継する事業に係る新たな経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用することによる商品の生産若しくは販売又は役務の提供の効率化等を行おうとする中小企業者の求めに応じ、必要な指導又は助言を行うこと等の業務を適正かつ確実に行なうことができる者として経済産業大臣の認定を受けた者は、他の法令に定めるもののほか、これらの業務を行うものとし、その場合における所要の規定を設けること。

二 認定支援機関に、中小企業再生支援協議会を置くこととし、その組織及び運営に関し必要な事項を定めること。

三 中小企業再生支援業務に関して知り得た秘密の保持義務等、独立行政法人中小企業基盤整備機構、認定支援機関及び中小企業再生支援協議会に関する所要の規定を設けること。

(第一百二十七条から第一百三十一条まで関係)

第七十五 特定中小企業再生支援業務の実施に関する中小企業信用保険法の特例

中小企業再生支援協議会の決定を経た中小企業再生支援業務に係る事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法に規定する債務の保証を受けた認定支援機関について、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用することとし、その場合における所要の規定を設けること。

(第一百三十二条関係)

第七十六 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う再生支援業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、投資事業有限責任組合であつて中小企業に対する投資事業を行うものに対する当該投資事業に必要な資金の出資その他の業務を行うものとすること。

(第一百三十三条関係)

第七十七 資金の確保

国は、認定事業者が本法で支援する事業活動を行うのに必要な資金の確保に努めるものとすること。

(第一百三十四条関係)

第七十八 雇用の安定等

一 認定事業再編事業者、認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生事業者は、認定事業再編計画、認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画に従つて事業再編、特定事業再編又は中小企業承継事業再生を実施するに当たつては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

二 国は、認定事業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

三 国は、認定事業者に雇用されていた労働者について、就職のあっせんその他その職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

四 国及び都道府県は、認定事業者の雇用する労働者及び認定事業者に雇用されていた労働者について

、職業訓練の実施その他の能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

五 国及び都道府県は、認定事業者の関連中小企業者について、その新たな経済的環境への適応の円滑化に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。
（第一百三十五条関係）

第七十九 中小企業者への配慮

国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工会及び商工会議所は、他の事業者の事業再編又は中小企業承継事業再生の実施によりその経営に著しい影響を受ける中小企業者の経営基盤の強化を図るため、当該中小企業者の行う事業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとすること。
（第一百三十六条関係）

第八十 報告の徴収及び立入検査

本法に基づく報告徴収及び立入検査について所要の規定を設けること。

（第一百三十七条及び百三十八条関係）

第八十一 連絡及び協力

主務大臣及び厚生労働大臣は、この法律の施行に当たつては、認定事業者に係る労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとすること。
（第一百三十九条関係）

第八十二　主務大臣等

この法律における主務大臣、権限の委任等について定めること。（第一百四十条及び第一百四十二条関係）

第八十三　機構と事業活動の計画の認定等との関係

機構は、特定事業活動支援をするに当たつては、必要に応じ、対象事業者に対し、新事業活動計画の認定、特定新事業開拓投資事業計画の認定、事業再編計画の認定又は特定事業再編計画の認定の申請を促すこと等により、これらの施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めなければならないものとすること。

（第一百四十二条関係）

第八十四　罰則

罰則について所要の規定を設けること。

（第一百四十四条から第一百五十六条まで関係）

第八十五　附則

一　この法律の施行期日及び見直しに関する必要な規定を設けること。
（附則第一条及び第二条関係）

二 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち新事業活動に関するものについては、産業競争力を強化することの必要性に鑑み、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとすること。

（附則第三条関係）

三 関係法律について廃止及び所要の改正を行うこと。

（附則第四条及び第二十九条から第四十五条まで関係）

四 この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。

（附則第五条から第二十八条まで関係）